

職員定数の増減及び主な増減事由

区分		定 数			
		平成 23 年度	平成 22 年度	増減	主 な 増 減 事 由
区長事務部局		2,014	2,048	▲ 34	スポーツ・文化事務移管受 19、まちづくり事務 5、生活保護事務 4、国勢調査終了▲ 3、目標体系等見直し終了▲ 3、沼袋西児童館廃止▲ 4、学童クラブ委託化▲ 8、南江古田保育園民営化▲ 20、歴史民俗資料館委託化▲ 2、環境リサイクルプラザ転換▲ 4、常勤職員と再任用職員との振替▲ 15
議会事務部局		18	18	0	
教育委員会事務部局		83	109	▲ 26	スポーツ・文化事務区長部局へ移管▲ 19、図書館業務委託化▲ 6
学校職員	事務部局	93	97	▲ 4	学校再編（沼袋小）▲ 4
	幼稚園の園長・教員	10	11	▲ 1	職員配置見直し▲ 1
選挙管理委員会事務部局		8	8	0	
監査委員事務部局		6	6	0	
条例定数計		2,232	2,297	▲ 65	
条例定数外	特別区人事厚生事務組合	2	2	0	
	東京 23 区清掃一部事務組合	8	8	0	
	東京都後期高齢者医療広域連合	2	2	0	
	渋谷区（幼稚園教諭）	0	1	▲ 1	派遣減▲ 1
条例定数外計		12	13	▲ 1	
総計		2,244	2,310	▲ 66	

(条例対象外) 再任用短時間勤務職員、育児休業代替任期付職員、任期付短時間勤務職員

	平成 23 年度	平成 22 年度	増減
再任用短時間勤務職員	174	145	29
育児休業代替任期付職員	10	10	0
任期付短時間勤務職員	300	330	▲ 30

注：4 月 1 日現在の人員。23 年度は見込み。

(第16号議案)

平成23年(2011年)3月10日
総務委員会資料
経営室人事担当

中野区職員定数条例(昭和50年中野区条例第34号)新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員(幼稚園の園長及び教員を含み、副区長及び教育長を除く。)をいう。 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区長の事務部局の職員 <u>2,014人</u> (2) 議会の事務部局の職員 18人 (3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>83人</u> (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員 ア 事務部局の職員 <u>93人</u> イ 幼稚園の園長及び教員 <u>10人</u> (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人 (6) 監査委員の事務部局の職員 6人 合計 <u>2,232人</u> 2 (略) 第3条 (略) 付 則 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u>	(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員(幼稚園の園長及び教員を含み、副区長及び教育長を除く。)をいう。 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区長の事務部局の職員 <u>2,048人</u> (2) 議会の事務部局の職員 18人 (3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>109人</u> (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員 ア 事務部局の職員 <u>97人</u> イ 幼稚園の園長及び教員 <u>11人</u> (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人 (6) 監査委員の事務部局の職員 6人 合計 <u>2,297人</u> 2 (略) 第3条 (略) 付 則 (略)